

利用料金表（施設入所）

◆介護保険費用

(円 = 1 単位 × 10.45 × 0.1)

医療法人大泉会 介護老人保健施設



※介護保健施設サービス費 (I) (i) or (iii)

	多床室		従来型個室	
	単位/日	円/月	単位/日	円/月
要介護1	768	24,077	695	21,788
要介護2	816	25,582	740	23,199
要介護3	877	27,494	801	25,111
要介護4	928	29,093	853	26,742
要介護5	981	30,754	904	28,340

平成29年8月1日現在

(注) 一部の方は自己負担が2割になります。

◎要介護の認定を受けている方に「介護保険負担割合証」が発行されます。

※1月を30日として計算

※その他加算

	単位/日	円/月
・初期加算（入所後30日以内）	30	941
・夜勤職員配置加算	24	753
・短期集中リハビリテーション実施加算（入所後3ヶ月以内）	240/回	251円/回
・認知症短期集中リハビリ実施加算（入所後3ヶ月以内）	240/回	251円/回
・認知症ケア加算（3Fフロアのみ）	76	2,383
・若年性認知症入所者受入加算	120	3,762
・栄養マネジメント加算	14	439
・経口移行加算	28	878
・経口維持加算（I）or（II）	400or100/月	418or105
・口腔衛生管理体制加算	30/月	32
・口腔衛生管理加算	110/月	115
・療養食加算	18	565
・ターミナルケア加算（死亡日）	1,650	1,725/日
・ターミナルケア加算（2～3日）	820	857/日
・ターミナルケア加算（4～30日）	160	168/日
・入所前後訪問指導加算（I）or（II）（1回のみ）	450or480/回	470or502/回
・介護職員処遇改善加算（I）	所定単位数 × 0.039	

	単位/日	円/月
・在宅復帰・在宅療養支援機能加算	27	847
・緊急時治療管理（3日間のみ）	511	534円/日
・所定疾患施設療養費（7日間）	305	319円/日
・認知症専門ケア加算（I）or（II）	3 or 4	95or126
・認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	210円/日
・認知症情報提供加算	350/回	366円/回
・地域連携診療計画情報提供加算	300/回	314/回
・サービス提供体制強化加算（I）	18	564

※退所時指導等加算

	単位/回	円/回
・退所前・退所後訪問指導加算	460	481
・退所時指導加算	400	418
・退所時情報提供加算	500	523
・退所前連携加算	500	523
・老人訪問看護指示加算	300	314

◆高額サービス費・利用者負担限度額

	高額介護サービス費
第1段階	15,000
第2段階	15,000
第3段階	24,600
第4段階	44,400 (※)

(※) 一般世帯、現役並み所得世帯

	居住費				食費	
	多床室		従来型個室			
	円/日	円/月(約)	円/日	円/月(約)	円/日	円/月(約)
第1段階	0	0	490	15,000	300	9,000
第2段階	370	11,000	490	15,000	390	12,000
第3段階	370	11,000	1,310	40,000	650	20,000
第4段階	370	11,000	1,640	50,000	1,540	46,200

◆保険外費用

	円/日	円/月(約)
・日用品費（共有部分における石鹸・シャンプー・リンス・ティッシュ等）	200	6,000
・教養・娯楽費（レクリエーション・クラブ活動・新聞・雑誌等）	150	4,500

(注) 特別な行事などの場合は別途実額徴収あり

※その他のサービス費用（希望者のみ）

・特別な室料（2階従来型個室に適用）《税込み》	1,620 円/日
・居室テレビ利用料（2階従来型個室を除く）《税込み》	216 円/日
・理美容サービス・メイク	2,060 円/回
・カラー&カット・パーマ&カット	5,140 円/回
・電気使用料（電気毛布、加湿器など個人的なコンセント使用機器1個につき）《税込み》	108 円/日
・貴重品管理費（独居等の方）《税込み》	1,080 円/月
・診断書作成料（採血やレントゲン等の検査項目のない物）《税込み》	2,160 円/回
・診断書作成料（採血やレントゲン等の検査項目のある物）《税込み》	10,800 円/回
・文書料《税込み》	1,080 円/回

●月額利用料の目安

(保険費用) + (居住費) (食費) + (保険外費用) + (その他) = 合計

【 】円 + 【 】円 + 【 10,500 】円 + 【 】円 = 円

◆高額介護サービス費

1ヵ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が一定の限度額を超えた時、申請により、高額介護サービス費として支給されます。

平成29年8月から、高額介護サービス費について、一般世帯の方の限度額が引き上げられます。

第1段階	・生活保護受給の方	個人	15,000円
	・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護受給者とならない場合	世帯	15,000円
第2段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の方	個人	15,000円
		世帯	24,600円
第3段階	市民税非課税世帯で公的年金等収入額+合計所得金額が80万円以下の方	世帯	24,600円
第4段階	市民税非課税世帯で公的年金等収入額+合計所得金額が80万円を超える方	世帯	24,600円
第4段階	一般世帯（下記以外の市民税課税世帯）（注1）	世帯	44,400円
	現役並み所得相当の方がいる世帯（注2）	世帯	44,400円

・負担上限額は一世帯あたりです。一世帯に2人以上の要介護者がいる場合でも利用者負担上限額は変わりません。

（注1）ただし、利用者負担割合が1割の方のみの世帯については、平成32年7月までは、年間負担額が446,400円を超える場合、その超えた部分が高額介護サービス費として支給されます。

（注2）現役並み所得相当とは、同一世帯に65歳以上で市民税の課税所得金額が145万円以上の方がおられ、世帯内の65歳以上の方の収入の合計が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の世帯を指します。

◆居住費・食費の負担軽減

第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税世帯の方
	生活保護受給者の方
第2段階	世帯全員（※）が市民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額との合計額が年額80万円以下の方
	かつ、本人の預貯金等の合計額が1,000万円以下 （配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が2,000万円以下）の方
第3段階	世帯全員（※）が市民税非課税世帯で第2段階に該当しない方
	かつ、本人の預貯金等の合計額が1,000万円以下 （配偶者がいる場合は夫婦の預貯金等の合計額が2,000万円以下）の方
第4段階	市民税課税世帯の方（上記以外の方）

（※）配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。

◎利用者負担段階第1～3段階の方は、市町村に申請する事によって「負担限度額認定証」が発行されます。

この認定証を施設にご提示頂く事によって、「居住費・食費」の支払額が、各段階の負担限度額まで軽減されます。

※平成28年8月から非課税年金（遺族年金・障害年金）も収入として算定されます。